

重点目標

障害者の暮らしを支えるかしわネットワークの深化・推進

「基本理念」「柱」に基づいた施策を推進するためには、目標を掲げ各種事業を効率的かつ効果的に推進する必要があります。そこで、柱の体系とともに、社会背景、法制度や課題等を踏まえて、本計画における重点目標を設定します。

目標設定の背景

「地域共生社会の実現」という目標について、国は2020年6月に公布された社会福祉法等の一部を改正する法律において、市町村が中心となり保健医療・労働・教育・住まい及び地域再生に関する諸施策が連携して地域課題の解決を図ることを定めました。本市では「ノーマライゼーションかしわプラン」の最上位計画である「柏市第五次総合計画」で「健康寿命を延ばし、いつまでもいきいきと暮らせるまち」の実現を掲げ、保健福祉について定める「第4期柏市地域健康福祉計画」は「だれもが、その人らしく、住み慣れた地域で、共に、いきいきと暮らせるまち 柏」を目標と定め、地域共生社会の実現に取り組むとされています。

そこで、国の政策や本市上位計画との整合性を図りながら、本計画の基本理念である「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」に基づき、地域共生社会の構築を進めるための重要目標を位置付ける必要があります。

これまでの取組 ～地域循環ネットワークシステムの構築～

本市では平成24年度から令和2年度までの9年間に渡る第3期障害者基本計画において、これまで不足していた障害福祉サービスや地域生活を支援する体制の整備を進めました。

まず、前期計画（平成24年度～平成26年度）では重い障害があっても地域で暮らせる基盤の整備として、重度の障害者・児を受け入れるため重症心身障害児と強度行動障害者を対象とした施設の整備をするとともに、相談支援や、就労支援に対する体制の充実を図るため各施策を実施してきました。

中期計画（平成27年度～平成29年度）では、相談、体験の機会、緊急時の対応等、障害者の地域生活を一体的に支える地域生活支援拠点の計画的配置を位置付け、平成29年度には県内初の地域生活拠点を含め、2箇所の拠点を開設しました。さらに後期計画（平成30年度～令和2年度）では、残り2か所も整備し、各地域の事業所とそれをバックアップする地域生活支援拠点のネットワークの構築を進めてきました。

これらを「地域循環ネットワークシステムの構築」としてまとめることで、障害福祉の一体的支援を図る体制を構築してきたのが第3期柏市障害者基本計画の主な取組です。

目標と方針

本市では、これまでの障害福祉サービス等の整備の成果をまとめた「地域循環ネットワーク」を基として、今後ますます進む障害者の高齢化・重度化といった新たな課題に取り組むため、第4期柏市障害者基本計画では地域包括ケア体制の構築へと一層深化させます。

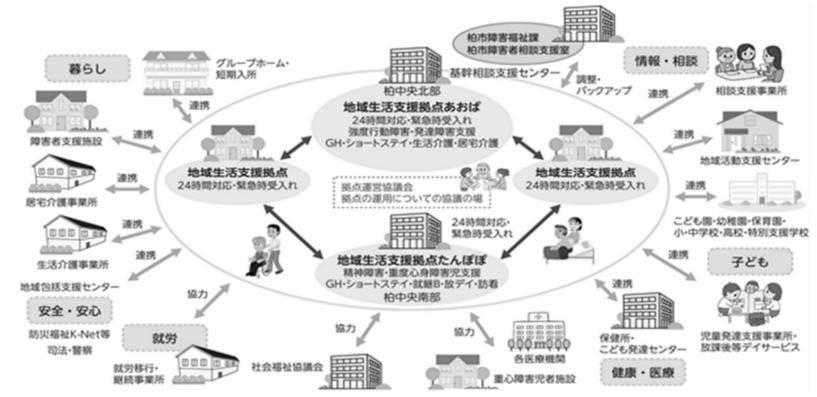
地域共生社会の実現に向けては、障害者・高齢者・子ども等の各世代の市民が協働して地域づくりに取り組む仕掛けを備え、更に障害者の相談支援、就労支援、社会参加の場まで一貫した形で提供する支援拠点の整備に取り組みます。

また、2020年代は本市においても高齢化が進み、障害の重度化、高齢障害者とその家族の生活支援（8050問題）、精神障害・発達障害が疑われるひきこもりの課題等、障害者の困り事も複数化、複雑化し支援が困難となっていくと考えられます。これらの課題を解決するため、障害福祉だけでなく、高齢者支援（介護保険）、子ども・子育て支援、生活困窮者支援等の専門機関や行政との連携して地域の課題解決に取り組むと共に、支援の枠組みから零れ落ちてしまいそうな課題を抱えた障害者に対し「断らない相談支援」の整備に取り組みます。

なお、これらの市の施策の推進に当たっては、市内の関係事業者、医療機関、関係団体・機関等との連携体制を基に、各主体と協働して施策を検討していきます。

地域の暮らしを支える重要な要素として「包括的相談体制の構築」「重い障害があっても地域で安心して暮らせる体制整備」「就労支援体制の充実」及び「医療的ケア等にも対応した持続的な支援体制の構築」の4分野については、重点施策に設定します。

現プランの重点目標：地域循環ネットワークシステムの構築



新プランで加えたい要素

- ① 総合相談窓口
- ② 地域包括ケアを支える専門機関
・地域包括支援センター
・地域いきいきセンター
・地域生活支援センター-あいネット
- ③ 障害福祉に係る関係会議
・柏市障害児等医療的ケア連絡会
・障害者差別解消支援地域協議会
・障害者権利擁護ネットワーク会議
・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議

柱1 相談支援・権利擁護体制の充実

基本方針

- 障害者とその家族が地域で安心して暮らしていくため、生活上のさまざまな悩み事や福祉サービスの利用に関する相談が、身近な場所で専門的な知識を持った職員に対し気軽に相談できる体制を充実させます。地域生活支援拠点を中心に地域包括支援センターとの連携等による相談支援ネットワークの推進、それらを補完する福祉総合相談窓口の設置及び相談支援専門員の質と量の向上に取組みます。
- さらに、障害者の権利を守るため、障害者虐待の防止と早期発見に向けた相談窓口の充実と、意思決定が困難な障害者への成年後見制度の利用促進を図ります。成年後見基本計画の策定に合わせて、一次相談窓口の設置等に取組みます。

施策の体系

施策1（重点） 包括的相談体制 の構築

取組1 相談支援ネットワークの推進

取組2 福祉総合相談窓口の設置

施策2 権利擁護体制の 充実

取組1 成年後見制度の利用支援

取組2 虐待防止体制の充実

取組3 障害者差別解消法の周知及び相談体制の構築

施策1（重点）包括的相談体制の構築

施策の目的

- 相談の内容やニーズに応じて適切な助言を行いながら、福祉サービスが必要な方に適切な支援が図られるようにするため、市役所を中心に民間の相談支援事業所との連携により地域の相談支援・コーディネート体制を構築します。また、相談支援専門員の専門性を向上させるとともに、地域の身近な場所で相談をすることができる民間の相談支援専門員の確保に取り組みます。
- 障害が疑われるひきこもりの方や、高齢障害者の生活の支援と今後の住まいの確保（8050問題）、障害児を育てている家庭の悩み等、複合的かつ複雑な課題に対応するため、あらゆる相談を「断らない」相談支援拠点を整備し、地域課題の解決に取組みます。

現状と課題

これまでに地域で暮らす障害者を支える地域生活支援拠点を各地域毎に合計4カ所開設しました。障害者の相談は、地域生活支援拠点を中心に相談支援事業所、基幹相談支援センター及び障害者虐待防止センター（障害福祉課）等の専門性を備えた機関が対応しています。

しかしながら、福祉サービスの利用者数は増えており、それに伴いセルフプランの件数が増加しています。また、障害者や家族の悩み事として「親亡き後」を心配する声が多く、生活支援・居住支援・社会参加等多岐に渡る課題が今後増えていくことが予想されます。

取組

取組1 相談支援ネットワークの推進

- 希望するかた全てに適切なケアマネジメントを提供するため、民間の相談支援事業所に相談支援業務を委託し連携体制を構築します。市役所・基幹相談支援センター・地域生活支援拠点及び委託相談支援事業所が中心となり地域で相談支援・コーディネートを行う体制を整えます。
- 増大する障害者の個別支援のニーズに対応するため、民間の相談支援専門員の人数を増員する等の専門的体制の充実を図ります。

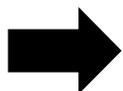
具体的取組（事業）と指標は相談支援部会等での検討を踏まえて挿入

- 障害者や家族に寄り添いながら質の高い支援を提供するために、柏市自立支援協議会を活用した相談支援専門員に対する研修を実施します。サービス等利用計画案、障害児支援利用計画案の審査及び支給決定を行う行政職員の専門性の向上などに取組み、質の高いケアマネジメント体制を構築します。介護保険事業者との連携にも引き続き取り組むと共に、障害者の地域移行支援・地域定着支援の利用推進を図ります。

具体的取組（事業）は相談支援部会等での検討を踏まえて挿入

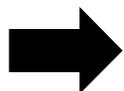
取組2 福祉総合相談窓口の設置

- 障害者の高齢化・重度化に伴う複雑・複合化していく相談が増え、支援の枠組みから零れ落ちてしまいそうな障害者を支援するため「断らない」相談支援を実施します。具体的には、障害福祉・高齢者支援（介護保険）・子ども子育て支援及び生活困窮者支援の各専門機関と行政の窓口が連携した「福祉総合相談窓口」の設置を検討します。



対応困難なケースの窓口設置

- 断らない相談支援と同時に、地域の課題には支援に取り組む関係機関の連携の構築に取り組みます。地域の相談支援の中心となる地域生活支援拠点と基幹相談支援センターが、他分野の各専門支援機関（地域包括支援センター、地域いきいきセンター、地域生活支援センターあいネット等）との連携を行うための支援を実施します。



各専門機関との連携による地域課題の解決

柱3 誰もが自らの意思で社会参加できる環境づくりの推進

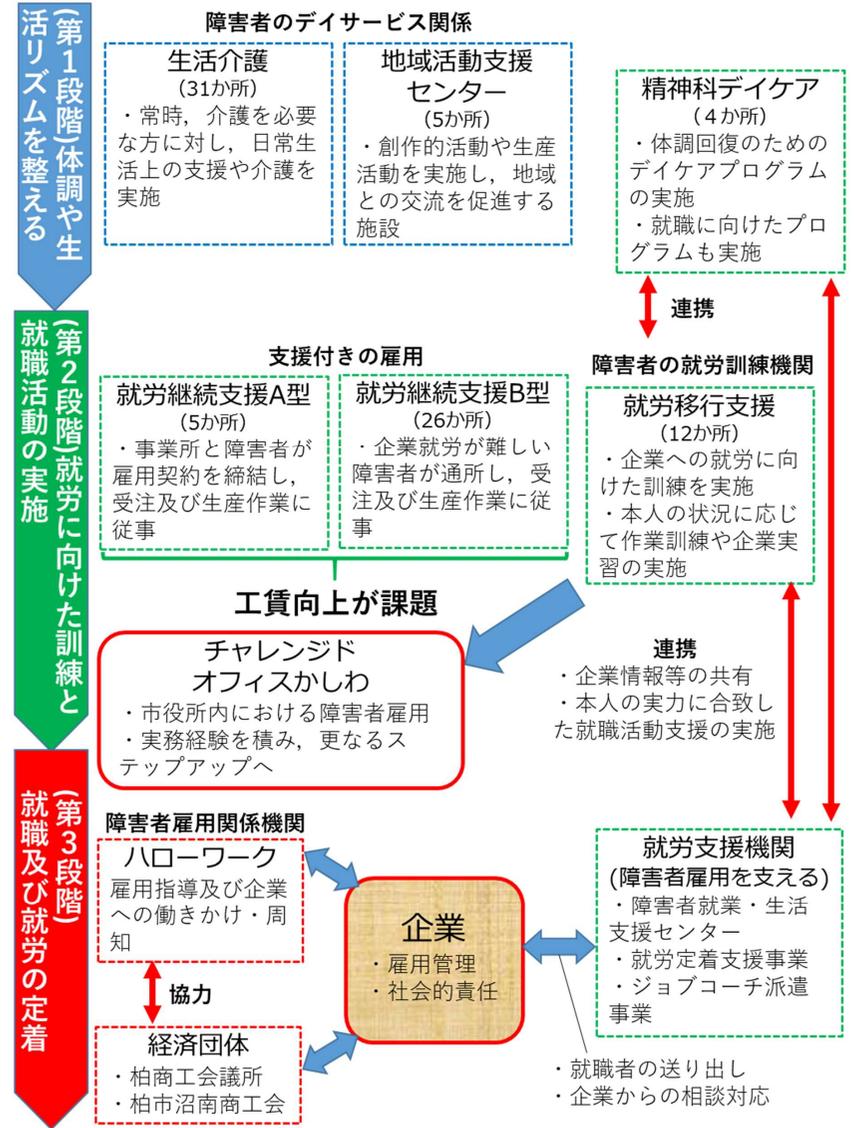
基本方針

- 障害者がある人らしく、生き生きとした生活をしていくために、その人にあった就労支援を推進します。就労支援の分野では、障害者雇用率が令和3年4月より現行の2.2%から2.3%へ引き上げられることや企業での障害者雇用の必要性が高まったことにより、社会全体の障害者雇用が増えていることから、障害者が希望する場所で働き続けられるように就職後の支援体制の充実を図り、障害者の自立を促進します。
- 障害者の居場所づくりのために、障害者が市民と協働してイベントやボランティア活動の取組を支援します。また、スポーツや芸術文化活動等への支援に取組み、障害者の自己実現を支援します。
- 障害者が社会参加するために、市民の障害理解を促す取組み等を通じ差別の解消を図らなければなりません。身近な場所での福祉意識の醸成を図るため、学校や地域活動を担う団体等と連携し、広く社会参加が実現できる環境づくりに取組みます。
- くわえて、障害者が社会参加するには必要な情報を受け取れるよう配慮が必要です。広報やHPなどの媒体の活用や、意思疎通支援の充実など適切な情報提供を図ります。

施策の体系

施策1 (重点) 就労支援体制の充実	取組1 段階に応じた幅広い就労支援体制の構築 取組2 工賃向上の取組み
施策2 居場所づくりの推進	取組1 障害者と市民の協働・ボランティア活動の推進 取組2 スポーツ・芸術文化・生涯学習活動への参加促進
施策3 支え合いの環境づくりの推進	取組1 障害への理解を深める啓発と福祉教育の充実 取組2 障害者関係団体との連携強化
施策4 情報提供の充実	取組1 わかりやすくアクセスしやすい情報提供の充実 取組2 意思疎通支援の充実

本市における障害者の就労支援体制



施策1（重点）段階に応じた幅広い就労支援体制の構築

施策の目的

- 地域で働く障害者が増加するとともに、市内の障害福祉事業所に通所する障害者への工賃支給額が増加することでグループホーム等で一人暮らしが可能となる等、働くことを通じて障害者の社会参加が進むことを目的としています。障害の状況や個々の能力に応じた就労を支援していくことは重要です。地域で障害者を支える様々な就労資源を活用し、段階に応じた幅広い就労支援体制の構築を進めていきます。
- 就労支援事業所における工賃向上の取組みは、市場のニーズにあった商品の開発や本人の適性に配慮した作業等、さまざまな工夫が必要です。事業所における工賃向上の取組みを支援し、福祉的就労の場の充実を図ります。

現状と課題

これまで、障害者就業・生活支援センター等を中心に就労移行支援事業所や公共職業安定所等との支援ネットワークが構築されたことに伴い、障害者の働きたいというニーズにこたえる体制が整備され、松戸公共職業安定所管内の障害者雇用率も着実に上昇の一途を辿っています。

しかし、松戸公共職業安定所管内において障害者雇用率は上昇しているものの、障害者雇用率未達成企業が多い現実があります。今後、このような状況を改善するためには、従前と同様に公共職業安定所との連携・協力はもちろんのこと、地域の経済団体である商工会議所や商工会と協力し、企業に対する働きかけや個々の企業のニーズに応じた支援が必要です。この他に就労支援機関側に求められるものとして、個々の体調や能力にあった働き方や支援方法を模索するとともに、就労支援サービスの充実や企業への理解、工賃向上を進めていく必要があります。

取組

取組1 段階に応じた幅広い就労支援体制の構築

就労ニーズは依然高い状況にあり、中でも平成30年度の障害者雇用率の改正により、精神・発達障害者の雇用が大幅に伸びていますが、残念ながら精神・発達障害者の業務内容や雇用管理がわからないといった理由で、精神・発達障害者の採用に消極的な企業は少なくありません。また、精神・発達障害者の職場定着率は身体・知的障害者と比較して低い傾向にあり、障害特性に応じた配慮や支援が求められています。

このため、個々の体調や能力に応じた働き方の重要性を踏まえ、商工会議所や商工会といった経済団体や公共職業安定所と協力しながら、就労支援機関から企業に対して障害特性や受入体制について積極的に働きかけるとともに、個々の企業のニーズに応じたきめ細かい支援が必要です。

さらに、就労希望の障害者が気軽に相談可能な体制や、障害特性や能力、体調等に応じた就労に向けた仕組みづくりを進めることが必要なため、就労支援機関のみならず、地域生活支援拠点や医療機関といった幅広い支援体制を構築します。



2018年度から、障害者の法定雇用率が引き上げられ、民間企業の場合2.0%から2.2%、自治体の場合は2.3%から2.5%となります。なお2021年度までに、0.1%ずつの引き上げが予定されています。

就職はしたものの、仕事や人間関係などで悩んだりすることがあります。そのような時に気軽に相談できる場所があることが重要です。

そのため、就職した後も障害者が安心して長く働き続けられるように、就労支援機関の連携や職場定着率の向上に向けた支援体制の構築が求められています。

取組2 工賃向上の取組み

障害者が生きがいを持って働いたり社会参加ができるように、福祉的就労の場の充実や工賃向上が求められています。そのため、障害者優先調達推進法を推進し、官公庁からの物品や役務等の発注の拡大を図るとともに、就労系事業所による新商品の開発や販売力向上等について、支援をしていく必要があります。